

一般社団法人ガールパワー 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ガールパワーと称する。

(事務所)

東

第2条 当法人は、主たる事務所を京都港区南青山2丁目2番15号に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、女性のエンパワーメント活動による、男女参画社会の形成と、途上国女性の支援を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) ファンドレイジング事業
- (2) 啓発キャンペーンの企画及び実施事業
- (3) C S R コンサルティング事業
- (4) 女性人材育成のための教育・研修事業
- (5) シングルマザーの自立支援事業
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。



第2章 社員

(議事録)

第11条

作成する。

2 議長

る。

(社員の資格の取得)

第5条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(任意退社)

第6条 社員は、別に定めるところにより届出をすることにより、任意にいつでも退社することができる。

(社員の資格の喪失)

第7条 前条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総社員の同意があったとき。

(2) 死亡し、又は解散したとき。

(3) 除名されたとき。

第3章 社員総会

(役員)

第12条

(1)

(2)

(代表)

第13条

(理事)

第14条

族そ

らな

(定時社員総会)

第8条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

(招集)

第9条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第10条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故がある場合には、当該社員総会において社員の中から議長を選出する。

(議事録)

第11条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長並びに出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の設置)

第12条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

(代表理事)

第13条 理事のうち1名を代表理事とし、理事会の決議によって定める。

(理事の選任の制限)

第14条 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(職務執行状況報告)

第16条 代表理事及び当法人の業務を執行する理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第17条 当法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第18条 当法人に、理事会を置く。

(招集)

第19条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(議長)

第20条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の決議の省略)

第21条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第22条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 計算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月末日までの年1期とする。

(剰余金の不分配)

第24条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産)

第25条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

第7章 附則

(設立時役員)

第26条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 竹井宏美

設立時理事 勝恵子

設立時理事 西川礼華

設立時代表理事 竹井宏美

設立時監事 青木信之

(設立時社員)

第27条 設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりである。

東京都新宿区中井二丁目20番6号

設立時社員 竹井宏美

東京都新宿区中井二丁目20番6号

設立時社員 竹井善昭

(法令の準拠)

第28条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ガールパワー設立のため、設立時社員が次に記名押印する。

令和1年12月24日

設立時社員 竹井 宏美

設立時社員 竹井 善昭



第二条 / 字加一字削





令和元年登簿第102号

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20)
嘱託人2名は、本職に対し、設立される法人の
実質的支配者となるべき者が竹井宏美である旨
及び同人が暴力団員等でない旨を申告した。――

嘱託人2名は、本職の面前で、各自の記名押印
を自認する旨を陳述した。――

この定款は、第2条中1字加入してある。――

よって、これを認証する。――

令和元年12月25日、本職役場において――

東京都港区麻布十番1丁目4番5号

東京法務局所属

公証人

徳田 葦